

2018年10月5日

カトリック大阪大司教区  
大司教 前田万葉

## 信徒による奉仕者について

### はじめに

ミサの司式は司祭に、ミサ中の聖体授与や聖体授与を伴う病者訪問は司祭・助祭に固有の役割であり、信徒もそれを待ち望んでいることは言うまでもありません。ですから、司祭の皆さんには、様々な司牧的役務に忙殺されていることを考えても、何よりもそれらの聖務を優先していただきたいと望んでいます。また、信徒の皆さんには、司祭が司祭固有の役割により献身できるよう助けていただきたいと思います。

たとえば、司祭不在のときの集会祭儀です。これまで長時間の養成コースを受けて、集会祭儀司会者として奉仕してきていただいている修道者・信徒の皆様には心から感謝いたします。これからも必要があれば、この貴重な奉仕をお願いいたします。同時に、今月中に出版される予定の「カトリック儀式書・司祭不在のときの集会祭儀（試用版）」の緒言には、「主日の集会（…）は自発的なものではなく神によって呼び集められた神の民の集いであり、キリストの代理である司祭が主宰する。主日の集会では、聖書の朗読と司祭あるいは助祭による説教を通して、信者はキリストの過越の神秘について教えられる。司祭は感謝の祭儀を司式し、過越の神秘を現在のものとする」（緒言3）とあり、さらに「主日の集会祭儀を導入するにあたっては、こうした祭儀は補助的性格のものであり、司祭不在の状態を乗り切るための最善の策ではないこと、便利さへの譲歩であると見なすことはできないことなどを、信者に対して丁寧に説明し、理解を得ておく必要がある。信者が、主日の集会祭儀と感謝の祭儀とを混同することがないようにしなければならない。主日の集会祭儀を通して、感謝の祭儀にあずかりたいという願いを信者のうちに増すように心がける」（同10-11）とあります。

また、ここで取り上げた集会祭儀以外の三つの形の奉仕者にはいずれも「臨時の」という言葉がつけられています。これは、聖体授与の奉仕者は本来聖職者（司教・司祭・助祭）であり、たとえ養成コースを受けて任命され恒常的にその役割を担っていただいても、信徒はあくまで「臨時の奉仕者」であることを表しているのです。

以下にあげる具体的な点をふまえて、それぞれの共同体で、また地区・ブロック内外の小教区や修道会と協議しながら、どうすれば主日にミサをできるのか、どうすれば司祭による聖体授与ができるのかを話し合ってください。さらに、共同体としてのミサの重要性や、それぞれの信者の日々の生活に関連した重要性を、学ぶ機会を設けていってください。

## A：司祭不在のときの主日の集会祭儀司会者

1. 「大阪教区養成ガイドブック（2012年版）」に基づいた任命方式のうち、教区司教による「修了証」の発行は今後行いません。
2. 集会祭儀の導入に関しては、その指針において次のように定められています。「司祭評議会に意見を打診したうえで、自教区内に感謝の祭儀を伴わない主日の集会祭儀を定期的に導入すべきか否かを決定すること、さらに、関係する場所や人々のことを考慮したうえで、その集会祭儀のための一般規則と個別の規則を定めることは、教区長の任務である。」（『カトリック儀式書・ミサ以外のときの聖体拝領と聖体礼拝』p.26「司祭不在のときの主日の集会祭儀指針」24）ですから、ある小教区において定期的に集会祭儀が必要だと考えられる場合、主任司祭またはモデラトールは当該地区長に判断を仰ぎ、地区長が必要だと考えるならば、教区長にその旨を改めて申請してください。教区長がそれを必要と認めた場合には、その小教区（もしくはブロックあるいは地区）での定期的な集会祭儀の許可を与えます。
3. 集会祭儀司会者養成コースについては、地区長とモデラトールの責任のもとに、各地区・ブロック・小教区において養成コースを行い、コース修了者の中から主任司祭またはモデラトールが集会祭儀司会者を任命します。
4. 奉仕職を任命する責任は、主任司祭またはモデラトールにあります。任期は任命した司祭がその立場にいる期間とします。つまり、主任司祭またはモデラトールが変更されれば、新たに任につく主任司祭またはモデラトールが改めて奉仕者を任命してください。
5. 養成コースの形式としては、「大阪教区養成ガイドブック（2012年版）」の資料編4の2)の「奉仕職ごとの進め方」に準じてかまいませんが、各地区・ブロック・小教区の実情に合わせて柔軟に変更してもかまいません。なお、上記1のとおり司教による修了証の発行は行いません。養成コースのテキストとして、これまで使用されてきた「みんなで担う信徒奉仕職」などの冊子を使用してもかまいませんが、基礎コースの中に、体系的にカテキズムの教えを学ぶ機会を取り入れるようにしてください。
6. 教区として、主任司祭またはモデラトールが任命した（あるいは任命する予定の）集会祭儀司会者のための養成クラス（例えば年に一、二回）を設ける予定です。
7. 集会祭儀を導入する必要性が当面ないと判断される地区では、集会祭儀司会者養成コースやリフレッシュコースを設ける必要はありません。ただし、司祭不在など緊急の必要性が出た場合にどのように対応するのか（どの司祭に協力を依頼するのかなど）をあらかじめ話し合っておいてください。

## B: ミサ中の聖体授与の臨時の奉仕者

1. ミサ中の聖体授与に関しては、2015年1月28日カトリック中央協議会より『聖体授与の臨時の奉仕者に関する手引き』が発行され、そこには以下のように原則が示されています。（番号は同手引書の番号。なお、ここで言われている「祭壇奉仕者」「朗読奉仕者」は神学生が叙階前に任命される正式な奉仕職のことであって、通常の侍者や朗読担当者のことではない。）
  - (ア) 2: 聖体を授与する通常の奉仕者は、司教・司祭・助祭です。
  - (イ) 3: 司教・司祭・助祭が病気・高齢、あるいは司牧上の務めなど正当な理由で聖体を授与することができない場合や、拝領者が非常に大勢であるためにミサが大幅に長引く場合、ミサを共同司式している他の司教・司祭・助祭が聖体の授与を助けることができます。
  - (ウ) 4: 3のような状況で、他の司教・司祭・助祭が不在の場合、正式に選任された祭壇奉仕者、もしくは聖体授与のために正式に任命された信者に臨時に聖体の授与を任せることができます。また予測ができない特別な場合、必要なら司祭はそのミサの中で奉仕するためにだけふさわしい信者を任命することができます。
  - (エ) 7: 聖体授与の臨時の奉仕者は、原則として、朗読奉仕者、神学生、修道者、教話担当者、信徒の順で選ばれます。
2. この原則から明らかなように、「通常」の奉仕者ではないので、たとえ定期的に奉仕をしている信者であっても「臨時」と呼ばれています。その点を司祭も奉仕者自身も認識し、「通常」の奉仕者による聖体授与が可能な状況にする努力（すでにミサをささげた別の司祭に聖体授与の奉仕を依頼するなど）をしていくのが大切です。また、通常は祭壇奉仕者、朗読奉仕者、神学生は小教区にはいませんので、その場合はまず修道者の中から臨時の奉仕者のための適任者がいないかどうかを検討した上で、修道者と信徒の中から選んでください。
3. 任命と養成コースに関しては、集会祭儀司会者の場合（上記Aの3～5）に準じます。

### C：聖体授与を伴う病者訪問の臨時の奉仕者

1. 聖体授与を伴う病者訪問の臨時の奉仕者に関しては、前掲の『聖体授与の臨時の奉仕者に関する手引き』に以下のように原則が示されています。（番号は同手引書の番号）

12：病者の聖体拝領と最後の糧は、通常は司祭・助祭の務めです。ただし、司祭・助祭が不在の場合や病気・高齢・司牧上の務めなどの理由で病者のもとに行くことができない場合、選任された祭壇奉仕者および正式に任命された聖体授与の臨時の奉仕者にその務めをゆだねることができます。

2. 病者訪問に関しては、それが本来は司祭の役目であることと、聖体そのものが共同体におけるミサにつながるものであることを忘れないようにする工夫をして、より豊かな奉仕としていくことが必要です。たとえば、主日なら、共同体全体が集うミサの最後に聖体を奉仕者にゆだねる式を行ったり、平日の場合には、司祭が奉仕者に聖体をゆだねる派遣式のような形をとったり、司祭自身が年に数回は訪問するようにしたり、などが考えられます。
3. 任命と養成コースに関しては、集会祭儀司会者の場合（上記 A の 3～5）に準じます。

### D：家族による聖体授与の臨時の奉仕者

1. これまでは 1993 年 5 月 30 日の安田大司教名の通達（「大阪教区養成ガイドブック（2012 年版）」の資料編 3）がありました。これを以下のように改めます。

(ア) 臨時の奉仕者としての家族による聖体授与は引き続き許可されます。主任司祭またはモデラートルが、適任と認める家族を任命してください。任命式は「大阪教区養成ガイドブック（2012 年版）」の資料編 3 にあるもの、あるいはそれに準じた形で行うことができます。

(イ) 聖体を運ぶ方法としては、上記 1993 年通達の次ページ「前文」の 3 の箇所を以下のように変更します。

- ① 変更前「ミサ中の聖体拝領のとき、家に持って帰る聖体をピクシスに入れてもらいます」
- ② 変更後「ミサの前に、あらかじめ必要な数のホスチアを入れたピクシスを用意しておきます。ミサ中の奉納行列の後、祭壇の準備の際に、そのピクシスをコルポラーレの上に（奉納されてきたパンとともに）置きます。ミサ終了後（閉祭の前、あるいはその直後）に家族はそのピクシスを司祭から受け取って帰ってください」

(ウ) こうすることによって、司祭の代わりに家族が聖体を託されるのだという認

識と、教会共同体としてそれを見送るという共同体とのつながりが強調されることとなります。

(エ) 家族が聖体を授与する際の式次第は、原則として「大阪教区養成ガイドブック（2012年版）」の資料編3にあるものを用いてください。

(オ) また、病者・高齢者訪問はなるべく司祭が行うようにすべきことであり、家族による聖体拝領はそれが無理な場合の特別の方法であることを、司祭も家族も忘れないようにし、年に数回は司祭自身が訪問するように努めてください。

### 終わりに

日本カトリック典礼委員会発行の「聖体授与の臨時の奉仕者に関する手引き」の5-6にあるように、聖体授与の臨時の奉仕者の任命は原則的に司教が行いますが、その権限を司牧に携わる司祭に付与することができます。大阪大司教区ではこの権限を司祭に付与することとします。

なお、奉仕者の任命責任は直接かかわる司祭にありますが、集会祭儀司会者の導入に関しては、司教の許可が必要であり、その許可は地区長を通して申請してください。

この通達をそれぞれの小教区共同体で学び合って、その趣旨をくみ取り、ミサや聖体を大切にしたりより豊かな共同体となるようにしていってくださるようお願いいたします。

最後に、この通達に関して、来る10月24日（水）の教区月修において司牧担当者向けに、10月28日（日）の典礼研修会において信徒向けに説明する機会を設けますので、ご活用ください。